Usec International School

2023年4月1日

入　学　案　内

1. 学校について

日本の大学、専門学校に入学したい外国人が日本語を勉強するための日本語学校です。

- 学校を創った人：　風岡　正和　（　株式会社　Usec　）
- 校長：　榎本　安吾

2. 連絡先

Usec International School

電話：　　0567－69－5908

ファックス：　0567－69－5877

Eメール：　uis@usec.jp

URL：　http://www.usec.jp

3. 学校の住所

〒497－0048　愛知県海部郡蟹江町舟入2丁目193番地

（日本三大都市の一つ名古屋まで電車で10分で行けます）

4. コースについて

- 大学進学2年コース（4月に入学するコース）

  初級レベルの勉強からスタートして、2年間で国公立大学進学に必要な上級レベルの日本語まで勉強するコースです。

  初級⇒中級⇒上級1⇒上級2

- 大学進学1年半コース（10月に入学するコース）

  初級レベルの勉強からスタートして、1年半で私立大学進学に必要な中上級レベル日本語まで勉強するコースです。

  初級⇒中級⇒上級1

5. 入学資格

・日本以外の国で12年以上の学校教育を受けた人（だいたい30歳以下の人）

・入学した時に18歳以上の人

6. 入学するまでにすること

（1）「入学願書」を取り寄せる

ネパール・中国の方の場合は、ホームページ記載の分校・提携校・連絡先に問い合わせて下さい。その他の方は、当校（Usec International School）に問い合わせて下さい。

「入学願書」などは、ホームページ（http://www.usec-is.com/admission.html）からダウンロードして下さい。

（2）「出願書類（入学したい人が準備する書類）」を出す

ネパール・中国の方の場合は、現地の連絡先の指示に従って下さい。他の国の方は、当校（Usec International School）へ連絡の上、EMSで当校へ送ってください。

※「出願書類」は3ページを見てください。

（3）書類審査／面接、選考テスト（書くテスト）

① 当校（Usec International School）の審査基準をクリアした人には当校のスタッフから連絡をします。その後で、面接と選考テスト（書くテスト）を行います。

② 入国管理局の「在留資格審査」に必要な書類を準備して、当校に出します。

（4）審査結果

審査が終わって、入国管理局から「在留資格認定証明書」が発行されたら、当校から連絡します。

（5）学費（お金）を払う

学費を払ってください。それが確認できたらすぐ「在留資格認定証明書」と「入学許可書」を送ります。　※「学費」は7ページを見てください。

（6）ビザを申し込む

「留学ビザ」をもらったら、日本での生活の準備を始めます。

日本で住むアパートは当校の事務所スタッフが紹介します。

（7）入学する

7. 出願書類（入学したい人が準備する書類）

≪出願書類で注意すること≫

※コピーの書類を出す場合は、余白にコピーした日付、コピーした人の名前、申請者との関係を必ず書いてください。

（例1：　写し作成日　2012年11月30日，　写し作成者　林淑華，　申請者との関係　本人　）

（例2：　写し作成日　2012年12月2日，　写し作成者　林育群，　申請者との関係　林淑華の父　）

※コピーによく見えない部分がある場合、証明する資料になりません。

※全ての証明書は、①証明書発行者の肩書きと名前、②発行機関の住所、③電話番号とFAX番号が書かれていなければなりません。

※翻訳文やコメントは原本の証明書に絶対書かないでください。翻訳文やコメントを書く場合は別の紙に書いて、いっしょに出してください。

※出さなければならない書類を期限までに出すことができない場合は、その理由を紙に書いて書類と一緒に出してください。

※申請者が準備する書類

必要な書類	注意すること
①在留資格認定証明書交付申請書	入国管理局（＝入管）所定用紙（入管が作った紙を使う） ※別の紙の説明をよく見て、日本語か英語で書いてください。
②入学願書・履歴書　Form1	当校所定用紙（学校が作った紙を使う）。 ※履歴書の学歴、職歴の学校、会社の所在地は番地まで書いてください。
②留学理由書　Form2	当校所定用紙（学校が作った紙を使う）。
③誓約書　Form3	当校所定用紙（学校が作った紙を使う）。
④最終学歴の卒業証書（原本） ※卒業証書は後で返します。	卒業式でもらった卒業証書。 中国大陸からの申請者で中国の大学（大専含む）等を卒業した人は「学歴認証報告」（原本）を出してください。「卒業証書」は不必要です。
⑤最終出身学校の学業成績表（原本）	コピーはだめです。6か月以内に発行されたもの。 中国大陸からの申請者で最終学歴が高中で「大学入学統一試験（高考）」を受けた人は試験の点数が書いてある認証書（原本）を出してください。また、認証書が入っていた封筒のコピーも要ります。封筒のコピーも出してください。「学業成績表」は不必要です。
⑥日本語能力を証明する資料（コピー） ※日本語能力試験N5（4級）以上の日本語能力が必要	「日本語能力試験」「日本留学試験（日本語）」「J.TEST実用日本語検定」「日本語NAT-TEST」「BJTビジネス日本語能力テスト」のどれかを受けた人は、その試験の合格証書（試験の点数が書いてあるもの）のコピー。※不合格の人も試験の点数が書いてある結果の紙をコピーして出してください。
⑦写真（3cm×4cm　8枚）	3か月以内に撮った写真。 ※裏に国と名前と生年月日を書く。 ※カラーコピーで作った写真はダメです！
⑧パスポートのコピー	所持者のみ。ビザのページと出入国スタンプが押してあるページのカラーコピーを添付する。
⑨家族構成（家族メンバー全員）を証明する書類	家族全員分の「戸籍」（原本　6か月以内発行） 中国大陸からの申請者は家族全員分の「戸口簿」のコピー ※家族の住所が書いてある1ページ目だけでなく、家族全員分について見開きの状態でコピーしてください。

※以下の人は下の書類も出してください。

Ⅰ. 大学などに在籍中の人	①**在学証明書**(原本)※6か月以内発行のもの ②**成績証明書**(原本)※6か月以内発行のもの
Ⅱ. 現在在職中の人	①**在職証明書(原本)** ※6か月以内発行のもの ※働いている会社が作ったもので、「勤務期間」「職位」「担当業務」などが書いてあるもの。 ※できれば会社のレターヘッド(letterhead)を使ったもの。

※以下の人は下の書類も出してください。

Ⅲ. 過去に「在留資格認定証明書」の交付申請で不交付だった人 ※「就学」、「留学」や**<u>他の在留資格</u>**の認定証明書で不交付だった人	①入管にもらった「**不交付処分通知書**」のコピー ※「不交付処分通知書」は必ず不交付理由が書いてあるもの。書いてない場合は、不交付理由を紙に書いて一緒に出してください。 ②**不交付理由が解消したことを証明する書類**
Ⅳ. 小学校入学年齢が規定と違う人	①小学校の卒業証書と入学年齢が規定外であることの理由証明書 ②小学校の卒業証明書(原本)※6か月以内発行 ③生活記録簿のコピーなど
Ⅴ. 過去に日本の就学ビザや留学ビザを取って、日本に留学した経験がある人	①「**就学理由書**」/「**留学理由書**」 どうして就学/留学したのか、理由を紙に書いて出してください。 ②「**出席・成績証明**」 就学/留学していた時の出席率と成績の証明書を出してください(3か月以内発行)。

※経費支弁者が準備する書類（経費支弁者が**海外（日本国外）**に住んでいる場合）
（番号①～⑧は、「出願書類リスト」の番号）

必要な書類	注意すること
①経費支弁書　Form4	当校所定用紙（学校が作った紙を使う）。
②③預金残高証明書とその資料	①現地通貨建の「**預金残高証明書**」 ②　①のお金を持っている経緯を説明した「**説明書**」 ※自分で「説明書」を書いてください。 ③　①のお金を持っている経緯の資料（「**預金通帳**」のコピーできれば過去3年分） ※お金の出し入れが書いてあるページをコピー。 ※**預金者の名前、金融機関の名前（通帳発行の支店の名前）、口座番号と通帳番号**が書いてあるページもコピーして出してください。 中国大陸からの申請者の経費支弁者は必ず**「存款証明原本」**を出してください。 ①の「預金残高証明書」は不必要です。 ②、③は必要ですので、出してください。
④職業証明書	(a)(b)(c)のどれか1つを出してください。 (a)「**在職証明書**」（支弁者が会社などで働く人の場合） **※6か月以内に発行されたもの** (b)「**営業許可書**」等（支弁者が個人経営者の場合） **※コピーを出してください。** (c)「**法人登記簿謄本**」等（支弁者が会社等の役員の場合） **※6か月以内に発行されたもの**
⑤収入証明書	支弁者が会社などで働く人の場合は出してください。 ※**過去3年分**の「**収入証明書**」
⑥納税証明書	収入か所得金額が書いてあるもの。 ※**過去3年分**の「**納税証明書**」
⑦申請者との関係立証書類（原本）	戸籍、住民票など親族関係が証明できる書類 中国大陸からの申請者の経費支弁者は必ず**「親族関係公証書」**を出してください。
⑧支弁者の家族構成（家族メンバー全員）を証明する書類	支弁者**家族全員分の「戸籍」**（6か月以内発行） 中国大陸からの申請者の経費支弁者は支弁者**家族全員分の「戸口簿」のコピー** ※家族の住所が書いてある1ページ目だけでなく、家族全員分について見開きの状態でコピーしてください。

※経費支弁者が準備する書類（経費支弁者が**日本国内に住んでいる**場合）

必要な書類	注意すること
①経費支弁書　Form4	当校所定用紙（学校が作った紙を使う）。 ※経費支弁引受けの経緯は詳しく書いてください。

②③預金残高証明書とその資料	①経費支弁者名義の**円建て**の「**預金残高証明書**」 ②　①のお金を持っている経緯を説明した「**説明書**」 ※自分で「説明書」を書いてください。 ③　①のお金を持っている経緯の資料（「**預金通帳**」のコピーできれば過去3年分） ※お金の出し入れが書いてあるページをコピーして出してください。 ※**預金者の名前、金融機関の名前（通帳発行の支店の名前）、口座番号と通帳番号**が書いてあるページもコピーして出してください。
④職業証明書（原本）	(a)(b)(c)(d)のどれか1つを出してください。 (a)「**在職証明書**」（支弁者が会社などで働く人の場合） **※3か月以内の原本で会社社長発行のもの** (b)「**営業許可書**」等（支弁者が個人経営者の場合） **※3か月以内に発行された正本1通、副本1通** (c)「**法人登記簿謄本**」等（支弁者が会社等の役員の場合） **※3か月以内に発行されたもの** (d)「確定申告の控」（支弁者が個人経営者の場合） **※屋号と経営社名が書いてあるもの**
⑤納税証明書（※**過去3年分**） ※収入か所得金額が書いてあるもの	(ア)支弁者が会社などで働く人の場合 役所発行の「**所得証明書**」か「**源泉徴収票**」 (イ)支弁者が個人経営者か会社等の役員の場合 税務署発行の「**所得証明書**」か「**確定申告の控**」 （税務署印があるもの）
⑥申請者との関係立証書類（原本）	戸籍、住民票など親族関係が証明できる書類 中国大陸からの申請者の経費支弁者は必ず 「**親族関係公証書**」を出してください。
⑦支弁者の家族構成（家族メンバー全員）を証明する書類	世帯全員分が書いてある住民票か外国人登録原票記載事項証明書

8. 学費

（税別）	選考料	入学金	授業料（総額）	その他諸経費（総額）	合計
大学進学2年コース	¥20,000	¥100,000	¥1,152,000	¥48,000	¥1,320,000
大学進学1年6か月コース	¥20,000	¥100,000	¥864,000	¥36,000	¥1,040,000

9. 学費返却規定（学生が入学しなかったり、退学した場合のお金を返すルール）

（1）「在留資格認定証明書」が不交付だった場合

→ 選考料以外の全てのお金を返します。

（2）「在留資格認定証明書」が交付されたが、入国査証（ビザ）を取らないで日本へ来なかった場合

→ 「入学許可書」と「在留資格認定証明書」を返した人は、選考料と入学金以外の全てのお金を返します。

（3）入国査証（ビザ）の申請をしたのに、入国査証（ビザ）がもらえなくて日本へ来なかった場合

→「入学許可書」を返して、入国査証（ビザ）が取れなかった証明書を出した人は、選考料と入学金以外の全てのお金を返します。

（4）入国査証（ビザ）は取ったが、日本へ来る前に入学を辞めた場合

→入国査証（ビザ）を使っていなくて、その入国査証（ビザ）が失効（使えなくなること）が確認できた場合、「入学許可書」を返すと、選考料と入学金以外の全てのお金を返します。

（5）学校に入学した学生が途中で退学した場合

→選考料と入学金は返しません。また、授業料とその他諸経費も日本へ来てから6か月間はどんな理由で学校を辞めても返しません。6か月以内に滞在資格を変更した場合も同じです。

→6か月以上勉強している学生で、進学などで自分で学校を辞める場合、勉強していない学期が残っている学生は、6か月単位で計算して、授業料とその他諸経費を返します。

その場合、国へ帰る学生は、国へ帰ったことを確認した後で、他のビザへ変更する学生は、ビザの変更が終わったことを確認した後で、お金を返す手続きをします。

→在学中に退学になった場合、既に納入した学生納入金は、原則として返還しない。返還する学生納入金には「健康診断料」「授業料」「設備維持費」「保険料」が含まれる。

10. 選考料と学費の振込先（お金を振り込む銀行）

銀行名	： 三十三銀行	支店名	： 戸田支店
口座番号	： 3351892	受取人名義	： 株式会社Usec
普通預金		SWIFTコード	： MIEBJPJT